

登録番号 019

松永医院	
保存建築物登録年	令和3年
価値付け	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	医院として使用されている京町家を、引き続き医院として活用するため、建物を保存しながら、一部増築を行い、医院機能を更新する。
工事種別	増築



外観

1. 事例の概要

建物概要	活用前	活用後
主要用途	診療所	診療所
構造/階数	木造/地上2階建て	同左
建築面積/延べ面積	221.31㎡/367.82㎡	222.28㎡/299.89㎡
建築年	1892年(明治25年)	
用途地域/防火地域	近隣商業地域/準防火地域	
意匠設計者	住友林業ホームテック株式会社京都支店 一級建築士事務所 伊藤 茂樹氏	
構造設計者	島本建築設計事務所 島本 仁史氏	

2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	<p>劣化部分の健全化、耐震改修工事、段階的な耐震改修</p> <p>【ハード面での措置】 自動火災報知設備、強化液消火器、誘導灯、感震・漏電ブレーカーの設置、電気配線の更新 等</p> <p>【ソフト面での措置】 火気不使用、建物内外禁煙、従業員への消火・避難訓練の実施 等</p> <p>既存不適格の継続(現状維持、新たな不適合部分を生じさせない)</p> <p>増築部分の軒裏の防火改修、改修が困難な既存部分の軒裏の段階的な防火改修 等</p> <p>防火設備、耐熱強化ガラスを入れた木製建具の設置、既存シャッターの防火改修 等</p>
法第35条 (令第126条の2、3)	排煙上有効な開口部を設けることができない。	
法第36条 (令第23条)	階段の踏面寸法が現行規定に適合しない。	
法第61条	延焼のおそれのある部分の軒裏を防火構造にする必要がある。 延焼のおそれのある部分の外壁の開口部に防火設備を設置する必要がある。	



応接室内観



既存小屋組を活かした診察室



自動火災報知設備